

# 宗教法人「日本基督教団安中教会」規則

# 宗教法人「日本基督教団安中教会」規則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であって「日本基督教団 安中教会」という。

### (事務所の所在地)

第2条 この宗教法人（以下「法人」という）は、事務所を群馬県安中市安中3丁目19番10号に置く。

### (包括団体)

第3条 この法人の包括団体は、宗教法人「日本基督教団」とする。

### (目 的)

第4条 この法人は日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救の恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成することを目的とし、そのために必要なる業務を行う。

### (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この教会の週報に2回掲載し、事務所の掲示板に10日間掲示して行う。

## 第2章 役員その他の機関

### 第1節 代表役員及び責任役員

### (員 数)

第6条 この法人には、13人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

### (資 格)

第7条 代表役員には「主任担任教師」を充てる。その他の責任役員には役員を充てる。

### (選 任)

第8条 主任担任教師は、日本基督教団の教規の定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから選定して申請したものにつき、教区総会議長の承認を経、教団総会議長の同意を得て定める。

2 役員は、現任陪餐会員である信徒のうちから教会総会の議を経て選任する。

(任期)

**第9条** 代表役員以外の責任役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代表役員以外の補欠責任役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 責任役員は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

(責任役員の職務権限)

**第10条** 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

- 2 代表役員は責任役員を招集してその議長となる。

**第11条** 代表役員以外の責任役員は、代表役員を扶けるものとする。

**第12条** この法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

(責任役員の期間)

**第13条** 責任役員会は定期会及び臨時会とする。

- 2 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の過半数から招集を要求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。

## 第2節 代務者

(置くべき場合)

**第14条** 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又はその他の責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の事由に因って欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 代表役員又はその他の責任役員が病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

**第15条** 代表役員の代務者は、日本基督教団の教規の定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから責任役員の議決を経て申請した者につき、教区総会議長の承認を経、教団総会議長の同意を得て選任する。

- 2 代表役員以外の責任役員の代務者は、現住陪餐会員である信徒のうちから責任役員会において選任する。

(職務権限)

**第16条** 代務者は代表役員又はその他の責任役員に代わって、その職務を行う。

(退職)

**第17条** 代務者は、その置くべき事由がやんだときは当然その職を退くものとする。

### 第3節 仮代表役員及び仮責任役員

#### (選定)

**第18条** 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては代表役員以外の責任役員は互選によって仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員又はその代務者は、責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合には責任役員会において、現任陪餐会員である信徒のうちから議決権を有しない責任役員又はその代務者の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

### 第3章 教会総会

#### (教会総会)

**第19条** 教会総会は、担任教師及び現住陪餐会員である信徒を以って組織する。

2 教会総会は定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は毎年1回4月中に開く。

4 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開く。

(1) 主任担任教師において臨時緊急の必要があると認めるとき。

(2) 責任役員の定数の3分の2以上の要求があったとき。

#### (議長及び書記)

**第20条** 教会総会に議長及び書記各1名を置く。

2 議長には主任担任教師又はその代務者を充てる。ただし、主任担任教師又はその代務者が共に事故あるときは責任役員の中から選挙し、書記は責任役員のうちから選挙する。

#### (議長の職務)

**第21条** 議長は議場の秩序を維持し、議場を整理し、教会総会を代表する。

#### (処理事項)

**第22条** 教会総会において処理しなければならない事項は次の通りである。

- (1) 教会財産の管理その他の財産に関する事項
- (2) 前年度の業務及び事務報告並に当該年度の事業計画
- (3) 歳入歳出予算及び決算に関する事項
- (4) 教会規則の変更に関する事項
- (5) 公益事業及びその他の事業に関する事項
- (6) 教会の合併、解散に関する事項
- (7) 清算人に関する事項
- (8) 主任担任教師、その代務者その他教師に関する事項
- (9) その他教会における重要な事項

**第23条** 教会総会は、議員総数の5分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は別段の定めあるときの外、出席者の過半数を以って決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

## 第4章 財 務

### (資産の区分)

**第24条** この法人の資産は基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産とする。

- (1) 境内地、境内建物、その他の財産のうちから基本財産として設定するもの
- (2) 基本財産として指定された寄附財産
- (3) 基本財産に編入された財産

3 普通財産は基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の設定及び変更)

**第25条** 基本財産の設定又は第27条の規定以外の変更をしようとするときは、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### (基本財産の管理)

**第26条** 基本財産たる現金は、確実な金融機関に預け、又は不動産若しくは確実な有価証券に替え適正に管理しなければならない。

### (財産の処分等)

**第27条** 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の定数の3分の2以上の同意と、教会総会において議員定数の3分の1以上が出席し、出席者3分の2以上の同意を得、教区総会議長の承認を経て、教団総会議長の同意を受けた後、その行為の少くとも1月前に信徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、若しくは軽微のものであり、又は、第5号に掲げる行為が、一時の期間にかかわるものである場合は、この限りではない。

- (1) 不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること。
- (2) 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）又は保証をすること。
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
- (4) 境内地の著しい模様替えをすること。
- (5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを教会の主たる目的以外の目的のために供すること。

(財産目録の作成)

**第28条** 財産目録は毎会計年度終了後3月以内に前年度末現在によって作成しなければならない。

(経費の支弁)

**第29条** この法人の経費は普通財産をもって支弁する。

(予算の編成)

**第30条** 予算は毎会計年度開始までに編成しなければならない。

(予算の区分)

**第31条** 予算は経常及び臨時の二部にわけ、各々これを款項(目)に区分して歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定)

**第32条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

**第33条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは既定予算の追加又は更正をすることができる。

(特別会計の設定)

**第34条** 特別の必要があるときは特別会計を設けることができる。

(決算の作成)

**第35条** 決算は毎会計年度終了後2月以内に作成し、教会総会の承認を得なければならない。

(歳計余剰金及び預金外収入の処置)

**第36条** 歳計に剰余を生じたとき又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ又は教会総会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

**第37条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第5章 補 則

### (規則の変更、合併及び解散)

**第38条** この規則を変更しようとするときは、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得、教区総会議長の承認を経て、教団総会議長の同意を受けた後、群馬県知事の認証を受けなければならない。

2 前項の場合において、規則の変更が宗教法人法第26条3項に係るものであるときは、教会総会は、議員総数の3分の2以上が出席したものでなければならない。

3 この法人が合併又は解散しようとするときもまた前項と同様とする。

### (残余財産の帰属)

**第39条** この法人が解散したときは、その残余財産は、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得、教区総会議長の承認を経て、教団総会議長の同意を受け、日本基督教団、その包括する教会にこれを寄附するものとする。

### (包括団体の規則の効力)

**第40条** 日本基督教団の規則中、この法人に関係がある事項に関する規定はこの法人についても、その効力を有する。

### 附 則

1 この規則はこの法人の設立登記をした日から施行する。

この法人設立当初の代表役員その他の責任役員は次の通りとする。

代表役員 江川 栄

責任役員 湯浅正次

全 田島良太郎

### 附 則

1 この変更した規則は群馬県知事の認証書の交付を受けた日（ 年 月 日）から施行する。

2 この変更した規則により最初に増員する責任役員の任期は、従前就任し現にその任にある責任役員の残任期間とする。